

令和7年度 諫早市立喜々津小学校 いじめ防止基本方針

1 学校教育目標

主体的に考え、判断し、行動しようとする児童の育成
～ 「未来を生き抜く力」を伸ばすために ～

2 目指す児童像

かしこい子 やさしい子 たくましい子

3 いじめに対する姿勢

- 教師：いじめを 許さない！ 見逃さない！
- 児童：いじめを しない！ 許さない！

4 [いじめの定義]

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AとBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素が含まれている。

※かつてのいじめの定義には「自分よりも弱いものにたいして一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。

[いじめの認知]

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるために、背景にある事情の調査を行い、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

[いじめの解消の判断] ※H29年改定) いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- ① 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。
いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

[学校いじめ基本方針の公開]

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関などに説明する。

【生徒指導提要におけるいじめに関するポイント】

- いじめの認知率を高め、早期対応に努める。
- 教職員間で「いじめを見逃さない」という姿勢を共有する。
- 児童一人ひとりが加害者にも傍観者にもならない態度・能力を身に付ける。
- 様々な側面からアセスメントを行い、必要に応じて専門家と連携する。
- 生徒指導の4層の支援構造
 - ④困難課題対応的生徒指導（深刻な事態への対応）
 - ③課題早期発見対応（早期発見のための早期対応）
 - ②課題未然防止教育（いじめを未然に防ぐための教育）
 - ①発達支持的生徒指導（全ての子どもへの普遍的な支援）

5 組織

【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

- ・いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに組織的に対応するための中核としての役割

【構成メンバー】

○校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援担任、特別支援コーディネーター

※必要に応じて

○学級担任、心のケア相談員、PTA本部役員、学校評議員、外部関係者

【PTA との連携】

- ☐ PTA 総会にて基本方針を説明。いじめ根絶への協力を依頼する。
- ☐ PTA 本部との連携を密にし、情報の共有化と協力依頼をする。
- ☐ 保護者には、学校だより、学級通信を通じて、学校の現状、取組を紹介、相談機関の紹介を行う。

【関係機関との連携】

- ☐ 各種関係機関に、協力依頼と情報の共有化
 - ・中学校地区集会（7月）
 - ・学校支援委員会（6、2月）
- ☐ 諫早警察署少年係と触法行為に係わる事案について連携
- ☐ 不登校児童の学習の場として少年センターと密な連携、連絡

【児童会】

- ☐ 縦割り遊びを通じた人間関係作り
- ☐ あいさつ運動を通じての規範意識の向上と人間関係作り
- ☐ 人権集会の取組を通じての人権意識の向上といじめを許さない風土作り

6 いじめ問題の取組

(1) [いじめの防止について]

- いじめを生まない学校づくりに向け、校内体制の確立、教師の指導力向上、子どもの自己肯定感の育成、人権意識と生命尊重の態度の育成、家庭・地域との連携に取り組む。

■校内体制の確立	☐ 校長を中心とした一致団結した指導体制 ☐ いじめの重大性を全職員が認識 ☐ 特定の教員が抱え込まない
■教師の指導力向上	☐ わかる授業作り ☐ 学習規律の徹底 ☐ 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級作り実践資料集」等を活用した校内研修
■人権意識と生命尊重の態度の育成	☐ 道徳教育の充実（自他の命の尊重） ☐ 人権教育の充実（互いを思いやり尊重し生命を大切にする指導に努める） ☐ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用したいじめ防止、生命尊重をねらいとした道徳教育の実践
■子どもの自己肯定感の育成	☐ 児童と教職員および児童同士の信頼関係の構築 ☐ 自他を認め合い一人一人に居場所のある学校への取組
■家庭・地域との連携	☐ 学校基本方針の周知徹底 ☐ いじめ問題などを協議する機会の設定をはじめとした地域ぐるみの対策の推進

(2) [いじめの早期発見について]

- いじめの早期発見に向け、教職員間の情報交換、定期的な個人面談およびアンケートの実施、教育相談体制の整備、家庭・地域との連携に取り組む。

■教職員間の情報交換	☐ 定期的な情報交換会「子どもを語る会」における気になる人間関係の共通理解
■定期的なアンケート調査や個人面談の実施	☐ 学校評価児童アンケートを活用した人間関係の把握（7・12月） ☐ 個人面談、日記の活用などきめ細やかな把握に努める
■教育相談体制の整備	☐ 心のケア相談室の効果的活用 ☐ 校長室・保健室等の解放による相談窓口の充実
■家庭と地域の連携	☐ 学校評価保護者アンケートを活用した人間関係の把握 ☐ PTA や地域関係団体との連携・協働による情報の収集

(3) [いじめに関する措置について]

- いじめの発見・通報を受けた場合は、即時対応、組織的対応、いじめられた児童及び保護者への支援、いじめた児童及び保護者への指導・助言、集団への働きかけ、継続的指導に取り組む。

- | | |
|---------------------|--|
| ■即時対応 | ☐ 児童保護者からの相談・訴えに対しても、些細な兆候であっても、正確な事実確認の把握をはじめ迅速な対応を行う。 |
| ■組織的対応 | ☐ 事実を隠すことなく、学校全体で、また保護者などと協力して対応する組織を整える。 |
| ■いじめられた児童及び保護者への支援 | ☐ 事実関係の丁寧な聴取を行う。
☐ 心のケアや様々な弾力的な措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
☐ 家庭訪問などにより、今後の対応について保護者と情報を共有する。
☐ いじめられた児童にとって信頼のできる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
☐ 心のケア相談員を活用するとともに、状況に応じて外部専門機関との連携を図る。 |
| ■いじめた児童及び保護者への指導・助言 | ☐ 事実関係の丁寧な聴取を行う。
☐ いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、いじめは絶対許されないという徹底的な指導対応を行う。
☐ いじめが確認された場合、いじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。
☐ 場合によっては、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
☐ 確実な情報、今後の指導方針を保護者に伝え、継続的な助言を行う。 |
| ■集団への働きかけ | ☐ 「観衆（囃し立て面白がる）」や「傍観者（暗黙の了解を与える）」から「仲裁者（いじめを抑止、周囲への相談も含め）」が現れる集団作り。
☐ 互いを尊重し、認め合う人間関係の構築。 |
| ■継続的指導 | ☐ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。
☐ 学年が変わる際には、十分な引継ぎを行う。 |

(4) [重大事態発生時の対処]

- | | |
|------------|--|
| ■想定される重大事態 | ☐ 生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合。
☐ 相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
☐ その他 |
| ■報告 | ☐ 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会に報告を行う。 |
| ■調査（学校で調査） | ☐ 調査を行う組織
・「いじめ対策委員会」において調査を行う。
・ただし、構成員の中に事案の関係者と人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合その者を除くなど公平性・中立性を確保する。
☐ 調査の実施
○事実関係を可能な限り明確にする。
・いつ頃から
・誰から行われ
・どのような事態であったか
・いじめを生んだ背景
・学校、教職員はどのように対応したか 等 |

	○因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査。 ○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合 ・いじめられた児童からの十分な聞き取り ・教職員、在籍児童に対する質問紙法、聞き取り調査 ・いじめた児童に対しては、調査による事実関係の確認 ○いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合 ・いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に今後の調査について協議し調査に着手 ・教職員、在籍児童に対する質問紙法、聞き取り調査 ・いじめた児童に対しては、調査による事実関係の確認
■調査結果の報告及び提供	□調査結果は、速やかに諫早市教育委員会へ報告する。 □いじめを受けた児童及び保護者に対し、適切に情報を提供する。 □調査結果報告の際の留意事項 ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮する。 ・ただし、いたずらに個人情報保護をたてに、説明を怠ることがあってはならない。
■マスコミの対応	□窓口 原則教頭に一本化※場合によっては校長
■保護者会の開催	□状況に応じて学年・全校の保護者会を開催する。

7 年間計画

月	取 組
4月	☐ 学校基本方針の確認 ☐ PTA 総会・入学式でのいじめ防止基本方針の説明 ☐ 子どもを語る会(いじめの実態共有)
6月	☐ 第一回いじめ対策委員会 ☐ 学校支援会議での説明 ☐ 長崎っ子の心を見つめる教育週間
7月	☐ 子どもを語る会(いじめの実態共有) ☐ 中学校区地区別集会 ☐ 生活アンケート→個人面談→アンケート結果報告
8月	☐ 校内研修(職員研修)
9月	☐ 子どもを語る会(いじめの実態共有)
11月	☐ 人権集月間の取組・人権集会 ☐ 子どもを語る会(いじめの実態共有) ☐ 生活アンケート→個人面談→アンケート結果報告
12月	☐ 学校評価アンケート実施→必要に応じて個人面談
1月	☐ 学校評価→アンケート報告
2月	☐ 第二回いじめ対策委員会 ☐ 学校支援会議での説明 ☐ 子どもを語る会(いじめの実態共有) ☐ 生活アンケート→個人面談→アンケート結果報告
3月	☐ 子どもを語る会(いじめの実態共有)

